

新潟県条例第51号

新潟県国営土地改良事業負担金等徴収条例及び新潟県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部を改正する条例

(新潟県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部改正)

第1条 新潟県国営土地改良事業負担金等徴収条例(昭和33年新潟県条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(負担金の徴収方法)	(負担金の徴収方法)
<p>第4条 (略)</p> <p>2 第2条第1項に規定する者から徴収する負担金に係る前項の元利均等年賦支払においては、その支払期間は、当該事業が完了した年度(当該事業によつて生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第87条の5第1項の規定により災害復旧を併せ行う場合は、当該事業及び当該災害復旧の<u>全て</u>が完了した年度)の翌年度の初日から起算して、土地改良法施行令(昭和24年政令第295号。以下「政令」という。)第52条第1項第1号の2及び第5号に掲げる事業にあつては15年(据置期間3年を含む。)、その他の事業にあつては17年(据置期間2年を含む。)とし、利率は、土地改良法施行令第52条の2等の農林水産大臣の定める率(平成28年3月農林水産省告示第906号)に規定する率(以下「農林水産大臣の定める率」という。)とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる負担金に係る元利均等年賦支払の支払期間は、当該各号に定める年度の<u>初日</u>から起算する。</p> <p>(1) 事業が完了する以前において、当該事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき当該事業の完了によつて受けるべき利益の<u>全て</u>が発生し、かつ、当該土地につき第2条第1項に規定する者から当該土地に係る前項の負担金を徴収することが適当であると知事が認める場合 その利益の<u>全て</u>が発生した年度の翌年度以後の年度で知事の指定する年度</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3 第2条第2項に規定する土地取得者から徴収する負担金に係る第1項の元利均等年賦支払においては、その支払期間は、法第94条の8第5項の規定により当該負担金に係る配分造成地の所有権が取得された年度の翌年度の<u>初日</u>から起算して25年(据置期間3年を含む。)とし、利率は、農林水産大臣の定める率とする。</p> <p>4 第2条第4項に規定する市町村に負担させる負担金(次項に規定するものを除く。)に係る第1項の元利均等年賦支払には、第2項の規定を準用す</p>	<p>第4条 (略)</p> <p>2 第2条第1項に規定する者から徴収する負担金に係る前項の元利均等年賦支払においては、その支払期間は、当該事業が完了した年度(当該事業によつて生じた施設で当該事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第88条第1項の規定により災害復旧を併せ行う場合は、当該事業及び当該災害復旧の<u>すべて</u>が完了した年度)の翌年度から起算して、土地改良法施行令(昭和24年政令第295号。以下「政令」という。)第52条第1項第1号の2及び第5号に掲げる事業にあつては15年(据置期間3年を含む。)、その他の事業にあつては17年(据置期間2年を含む。)とし、利率は、土地改良法施行令第52条の2等の農林水産大臣の定める率(平成28年3月農林水産省告示第906号)に規定する率(以下「農林水産大臣の定める率」という。)とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる負担金に係る元利均等年賦支払の支払期間は、当該各号に定める年度から起算する。</p> <p>(1) 事業が完了する以前において、当該事業の施行に係る地域内にある土地の一部につき当該事業の完了によつて受けるべき利益の<u>すべて</u>が発生し、かつ、当該土地につき第2条第1項に規定する者から当該土地に係る前項の負担金を徴収することが適当であると知事が認める場合 その利益の<u>すべて</u>が発生した年度の翌年度以後の年度で知事の指定する年度</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3 第2条第2項に規定する土地取得者から徴収する負担金に係る第1項の元利均等年賦支払においては、その支払期間は、法第94条の8第5項の規定により当該負担金に係る配分造成地の所有権が取得された年度の翌年度から起算して25年(据置期間3年を含む。)とし、利率は、農林水産大臣の定める率とする。</p> <p>4 第2条第4項に規定する市町村に負担させる負担金(次項に規定するものを除く。)に係る第1項の元利均等年賦支払には、第2項の規定を準用す</p>

る。この場合において、同項第1号中「当該土地につき第2条第1項に規定する者から当該土地に係る前項の負担金を徴収すること」とあるのは「当該市町村に当該負担金のうちその利益の全てが発生した土地に係る部分の額を負担させること」と、同項第2号中「当該事業の施行に係る地域内にある土地につき第2条第1項に規定する者から同号に規定する指定事業費額（以下「指定事業費額」という。）に係る前項の負担金（次号に掲げる場合に該当する場合であつて、政令第52条の2第4項第3号に規定する第1種指定工事等事業費額（以下「第1種指定工事等事業費額」という。）に係る前項の負担金を負担させているときは、当該指定事業費額に係る同項の負担金から当該第1種指定工事等事業費額に係る同項の負担金を除いた負担金）を徴収すること」とあるのは「当該市町村に当該負担金のうち同号に規定する指定事業費額（以下「指定事業費額」という。）に係る部分の額（次号に掲げる場合に該当する場合であつて、政令第52条の2第4項第3号に規定する第1種指定工事等事業費額（以下「第1種指定工事等事業費額」という。）に係る部分の額を負担させているときは、当該指定事業費額に係る部分の額から当該第1種指定工事等事業費額に係る部分の額を除いた額）を負担させること」と、同項第3号中「当該事業の施行に係る地域内にある土地につき第2条第1項に規定する者から指定事業費額に係る前項の負担金（第1種指定工事等事業費額に係る同項の負担金に限る。）を徴収すること」とあるのは「当該市町村に当該負担金のうち指定事業費額に係る部分の額（第1種指定工事等事業費額に係る部分の額に限る。）を負担させること」と、「前項の負担金については、当該第1種指定工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で知事が当該負担金の徴収を受けるべき者の3分の2以上の同意を得て」とあるのは「部分の額については、当該第1種指定工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で知事が当該市町村の同意を得て」と、同項第4号中「当該事業の施行に係る地域内にある土地につき第2条第1項に規定する者から同号に規定する第1種工事等事業費額に係る前項の負担金を徴収すること」とあるのは「当該市町村に当該負担金のうち同号に規定する第1種工事等事業費額に係る部分の額を負担させること」と、「前項の負担金については、当該第1種工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で知事が当該負担金の徴収を受けるべき者の3分の2以上の同意を得て」とあるのは「部分の額については、当該第1種工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で知事が当該市町村の同意を得て」と読み替えるものとする。

5 (略)

る。この場合において、同項第1号中「当該土地につき第2条第1項に規定する者から当該土地に係る前項の負担金を徴収すること」とあるのは「当該市町村に当該負担金のうちその利益のすべてが発生した土地に係る部分の額を負担させること」と、同項第2号中「当該事業の施行に係る地域内にある土地につき第2条第1項に規定する者から同号に規定する指定事業費額（以下「指定事業費額」という。）に係る前項の負担金（次号に掲げる場合に該当する場合であつて、政令第52条の2第4項第3号に規定する第1種指定工事等事業費額（以下「第1種指定工事等事業費額」という。）に係る前項の負担金を負担させているときは、当該指定事業費額に係る同項の負担金から当該第1種指定工事等事業費額に係る同項の負担金を除いた負担金）を徴収すること」とあるのは「当該市町村に当該負担金のうち同号に規定する指定事業費額（以下「指定事業費額」という。）に係る部分の額（次号に掲げる場合に該当する場合であつて、政令第52条の2第4項第3号に規定する第1種指定工事等事業費額（以下「第1種指定工事等事業費額」という。）に係る部分の額を負担させているときは、当該指定事業費額に係る部分の額から当該第1種指定工事等事業費額に係る部分の額を除いた額）を負担させること」と、同項第3号中「当該事業の施行に係る地域内にある土地につき第2条第1項に規定する者から指定事業費額に係る前項の負担金（第1種指定工事等事業費額に係る同項の負担金に限る。）を徴収すること」とあるのは「当該市町村に当該負担金のうち指定事業費額に係る部分の額（第1種指定工事等事業費額に係る部分の額に限る。）を負担させること」と、「前項の負担金については、当該第1種指定工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で知事が当該負担金の徴収を受けるべき者の3分の2以上の同意を得て」とあるのは「部分の額については、当該第1種指定工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で知事が当該市町村の同意を得て」と、同項第4号中「当該事業の施行に係る地域内にある土地につき第2条第1項に規定する者から同号に規定する第1種工事等事業費額に係る前項の負担金を徴収すること」とあるのは「当該市町村に当該負担金のうち同号に規定する第1種工事等事業費額に係る部分の額を負担させること」と、「前項の負担金については、当該第1種工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で知事が当該負担金の徴収を受けるべき者の3分の2以上の同意を得て」とあるのは「部分の額については、当該第1種工事等が完了した年度の翌年度以後の年度で知事が当該市町村の同意を得て」と読み替えるものとする。

5 (略)

<p>(特別徴収金の徴収等)</p> <p>第5条 特別徴収金は、事業（法第87条の2第1項の規定により行われる同項第1号の事業、法第90条第8項に規定する国営市町村特別申請事業及び法第87条の4第1項又は第87条の5第1項の規定により国が行う土地改良事業を除く。以下この項及び第3項において同じ。）の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者が、当該事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があつた日（その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該事業によつて受ける利益の全てが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日）以後8年を経過する日までの間に、当該土地を法第90条の2第1項に規定する目的外用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）に、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際に既に当該土地が災害等により当該事業による利益を受けていないものとなつている場合その他政令第53条の9に規定する場合を除き、その者から徴収する。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(特別徴収金の徴収等)</p> <p>第5条 特別徴収金は、事業（法第87条の2第1項の規定により行われる同項第1号の事業、法第90条第8項に規定する国営市町村特別申請事業及び法第88条第1項の規定により国が行う土地改良事業を除く。以下この項及び第3項において同じ。）の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有する者が、当該事業の工事の完了につき法第113条の2第3項の規定による公告があつた日（その日前に、農林水産大臣が、当該土地を含む一定の地域について当該事業によつて受ける利益のすべてが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日）以後8年を経過する日までの間に、当該土地を法第90条の2第1項に規定する目的外用途（以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）に、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をする際に既に当該土地が災害等により当該事業による利益を受けていないものとなつている場合その他政令第53条の9に規定する場合を除き、その者から徴収する。</p> <p>2・3 (略)</p>
--	--

(新潟県営土地改良事業分担金等徴収条例の一部改正)

第2条 新潟県営土地改良事業分担金等徴収条例（昭和45年新潟県条例第18号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別徴収金の徴収等)</p> <p>第5条 県は、事業であつて知事が別に定めるものの施行に係る地域内にある土地につき第2条第1項に規定する者が、当該事業の工事の完了につき法第113条の3第3項の規定による公告があつた日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して8年を経過する日までの間に、当該土地の全部若しくは一部を当該事業の計画において予定した用途以外の用途（以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地の全部若しくは一部を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を</p>	<p>(特別徴収金の徴収等)</p> <p>第5条 県は、事業であつて知事が別に定めるものの施行に係る地域内にある土地につき第2条第1項に規定する者が、当該事業の工事の完了につき法第113条の2第3項の規定による公告があつた日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して8年を経過する日までの間に、当該土地の全部若しくは一部を当該事業の計画において予定した用途以外の用途（以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地の全部若しくは一部を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を</p>

受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、 その者から、特別徴収金を徴収する。 2～4 (略)	受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、 その者から、特別徴収金を徴収する。 2～4 (略)
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。